ホッケージャパンリーグ
表彰規程

第１条〔趣　旨〕

本規程は、ホッケージャパンリーグにおけるチーム、選手、ヘッドコーチおよび審判員等の表彰ならびにホッケーリーグの発展に功労のあった者に対する表彰に関し定める。

第２条〔クラブ表彰〕

(1) 男子Ｈ１リーグおよび女子リーグの最終結果により、それぞれ次のとおり記念品を授与する。
　① 年間優勝：高円宮牌、日本ホッケー協会優勝杯
　② 年間準優勝：日本ホッケー協会準優勝杯

(2) 男子Ｈ２リーグの最終結果により、それぞれ次のとおり記念品を授与する。
　① 年間優勝：優勝杯
　② 年間準優勝：準優勝杯

(3) 男子リーグおよび女子リーグにおいてフェアチームを選出し、それぞれ次のとおり記念品を授与する。
　① フェアチーム賞 ： フェアチーム盾

(4) 第３項の受賞クラブは、チェアマンが指名した者により構成される表彰選考委員会が候補者を選出し、理事会で決定する。

第３条〔リーダーズ表彰〕

(1) 男子Ｈ１リーグ戦、女子リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、記念品を授与する。同点（ポイント）数の選手が複数いる場合は、全員を表彰する。
　① 最多得点選手賞（得点王）：記念品
　② 最多ＰＯＭ賞（トップＰＯＭ）：記念品

(2) 男子Ｈ２リーグ戦における前項各賞の受賞者を選考し、記念品を授与する。

(3) (1)、(2)は入替戦を除く全試合を対象とする。

第４条〔個人表彰〕

(1) 男子Ｈ１リーグ、女子リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、記念品を授与する。
　① 最優秀選手賞（ＭＶＰ）：記念品
　② 優秀選手賞（ベストイレブン）：記念品
　③ 最優秀新人賞：記念品
　④ 最優秀審判賞（ベストアンパイア）：記念品

(2) 男子Ｈ２リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、記念品を授与する。
　① 優秀選手賞（ベストイレブン）：記念品
　② 最優秀新人賞：記念品

(3) 前２項の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される表彰選考委員会が候補者を選出し、理事会で決定する。

(4) 選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品を授与して表彰を行うことができる。

(5) 上記以外に、理事会が特に必要と認めた個人および団体に対して表彰を行うことができる。

(6) (1)、(2)は入替戦を除く全試合を対象とする。

第５条〔功労者表彰〕

(1) ホッケージャパンリーグの発展に功労があった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。

(2) 前項の表彰を受ける者は、①クラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、または②チェアマン自らの推薦に基づき、理事会が決定する。

第６条〔ホッケージャパンリーグ年間表彰式（ＨＪＬアワード）〕

(1) 個人表彰等を表彰するホッケージャパンリーグ年間表彰式（ＨＪＬアワード）は、男子リーグおよび女子リ

ーグの全日程終了後に行う。

(2) ホッケージャパンリーグ年間表彰式には、次の者が出席する。

① ホッケージャパンリーグ役員、実行委員等

② 受賞対象チームの役員および選手

③ 個人表彰の受賞者

④ その他の表彰対象者

(3) 前項のうち、第２号を除いて、出席者の交通費・宿泊費は、ホッケージャパンリーグ「旅費内規」に基づきホッケージャパンリーグが負担する。

(4) ホッケージャパンリーグアワードには、ホッケー担当記者、ＴＤ、審判関係者、オフィシャルパートナー関係者およびその他関係者を招待する。

第７条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第８条〔施　行〕

本規程は、令和 2 年 7 月 29 日から施行する。

〔制　定〕

令和 2 年 7 月 29 日

〔改　正〕

本規程は、令和 3 年 2 月 12 日一部改正する

本規程は、令和 4 年 2 月 24 日一部改正する。

本規程は、令和 5 年 3 月 30 日一部改正する。